

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	初期契約解除に伴いMVNOの利用者が支払うべき金額の追加		
担当部局	総務省総合通信基盤局消費者行政第一課	電話番号:03-5253-5488	e-mail:denkijigyou-syougyou@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和元年6月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>2015年の電気通信事業法(以下「法」という。)の改正により、利用者が電気通信サービスの特性に起因した契約上のトラブルを回避することができるよう、契約初期の一定期間は、利用者側から相手方(電気通信事業者)の同意無く、契約を解除することができる初期契約解除制度が導入された。(法第26条の3)</p> <p>その後、2016年より、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(※1)(以下「MNO」という。)は接続約款を改定(※2)し、MNOから設備を借りて携帯電話サービスを提供する事業者(以下、「MVNO」という。)に対し、SIMカードの提供に係る費用を請求する運用を開始した。2017年には第二種指定電気通信設備に係る透明性・適正性等の確保、公正競争環境の向上の観点から、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の改正により、SIMカードの提供に係る費用について接続約款記載事項等に追加し、また、当該費用の算定方法を定めることとした(※3)。</p> <p>2018年には、MVNOの普及が進み、MVNOの音声通話付サービスについての苦情相談も少ないとはいえない状況となってきたことから、初期契約解除制度の対象役務として、MVNOの音声通話付サービスが追加(※4)されることとなった。</p> <p>※1 接続協議において強い交渉力を有する事業者。2019年5月末時点においては、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社の計4者。</p> <p>※2 接続約款によらない卸契約についても接続約款の改定を踏まえ同様に変更された。</p> <p>※3 卸電気通信役務の提供については、電気通信事業法施行規則を改正し、SIMカードの種類、料金、提供条件等を届出事項として追加。(MNOは、一定の規模以上(契約数50万回線以上等)の卸契約等について届出が必要。)</p> <p>※4 初期契約解除制度導入検討当時は苦情相談事案がほとんどなく(数十件程度(2014年度))、対象とされなかったが、2017年度上半期のMVNO音声通話付サービスの苦情・相談件数は約1,100件(推計)(電気通信サービス全体(40,764件)に占める割合2.7%)であった。</p> <p>(情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第86回)資料参照)</p> <p>初期契約解除制度においては、販売形態にかかわらず自らの意思で来店し契約を締結した利用者も含めて契約の解除を認めることになることや、国際ローミングサービスなど利用形態によっては高額な通信料金が発生する場合などもあるため、利用者と電気通信事業者の費用の公平負担の観点から、下記の事項について、電気通信事業者の利用者への対価請求を認めることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約解除までのサービス提供の対価 ・サービス提供に必要な工事(実施済みの工事)に通常要する費用として総務大臣が告示する額 ・契約の締結のために通常要する費用(いわゆる契約事務手数料)として総務大臣が告示する額 ・番号ポータビリティの適用に通常要する費用として総務大臣が告示する額 <p>一方、SIMカードの提供に係る費用は、MVNOが電気通信役務の提供を行うために必ず要する費用であるが、現在、初期契約解除の際に利用者へ対価請求が可能な費用に含まれていない。今後、MVNOがSIMカードの提供に要する費用を、初期契約解除に伴う対価として利用者に請求できない場合、利用者と電気通信事業者の費用負担が公平でない状況が続くこととなる。</p> <p>以上のような状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>上記のとおり、利用者と電気通信事業者の費用負担が公平でないことが課題であり、MVNOが電気通信役務の提供を行うために必ず要する費用であるSIMカードの提供に要する費用を、初期契約解除に伴う対価として利用者に請求できないことがその発生原因である。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>法第26条の3第3項ただし書において初期契約解除に伴い利用者に対価として請求することができる費用については総務省令で定めることとしていること、法第26条の3第3項において初期契約解除に伴う損害賠償請求・違約金等の請求を禁止していること及び法第26条の3第5項において初期契約解除制度に反する利用者に不利な特約は無効としていることから、電気通信事業者等による自主基準や行政指導等の非規制手段により対処を行うことはできないため、「規制」手段を選択した。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	SIMカードの提供に要する費用を初期契約解除に伴い利用者に対価として請求することができる費用に追加することにより、電気通信事業者は当該費用を請求する場合は利用者に交付する契約書面等に記載する事項について変更しなければならぬが、当該費用の請求は任意であり、かつ、記載事項の変更も軽微であるため、電気通信事業者に遵守費用は発生しないか、あっても限定的である。利用者である国民は、SIMカードの提供に要する費用を初期契約解除に伴う対価として請求されることとなる。当該費用の金額は、第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定される額に相当する額(※)に限られ、2019年4月1日時点では1回線あたり114円～335円の遵守費用が発生する。	
	(行政費用)	これまでの初期契約解除に伴い利用者に対価として請求することができる費用に、新たに項目を追加するものであり、追加的な行政費用は発生しないか、あっても限定的である。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	SIMカードの提供に要する費用が初期契約解除に伴い利用者に対価として請求することができる費用に追加された場合には、利用者と電気通信事業者の費用負担が公平となり、電気通信市場の健全な発達につながる事が期待される。	
	(副次的・波及的な影響)	MVNOが初期契約解除に伴い利用者に対して対価として請求できる費用項目が追加されることにより、利用者の初期契約解除時における負担は増加するものの、現在、初期契約解除を行う利用者は1%未満(※)であり、当該規制による影響は軽微であると考えられる。	
		※ 電気通信事業報告規則に基づく新規契約締結数に占める初期契約解除件数の割合(契約数が1万以上の電気通信事業者に限る。)(0.62%(2017年度末時点))	
		また、MVNOが初期契約解除に伴い利用者に対して対価として請求できる費用項目が追加されることにより、MVNOとの契約を選択する利用者数の増減に影響を与える可能性があるが、当該規制は、従前より契約時に通常請求されているSIMカードの提供に要する費用について、初期契約解除時においても請求可能とするものであり、利用者の契約時における意思形成に及ぼす影響は極めて軽微であると考えられるため、MVNOとの契約を選択する利用者数の増減に影響を与えることは考えにくい。	
費用と効果(便益)の関係	上記のとおり、利用者である国民が負担する遵守費用については増加することが見込まれるが、その増加分については透明性・適正性が確保された第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定された額に相当する金額(※)に限られたものであり、また、行政費用については限定的である。		
	※ 接続約款によらない卸電気通信役務の提供についても、接続約款と同様の料金等の条件で行われている。(総務省HP「第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する情報」参照)		
	その一方で、本件規制が導入された場合には利用者と電気通信事業者の費用負担が公平となり、電気通信市場の健全な発達につながる事が期待される。		
	以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回る事が見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】		
	「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合(第6回)」において、「SIM準備手数料(仮)」については、総務省等において、その実情を踏まえた上で、今後の取り扱いを検討して いくことが必要」であるとす要改善・検討事項が取りまとめられたことを踏まえ、今回の改正を行うものである。		
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】		
	施行後1年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
	【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】		
	電気通信事業者と利用者の費用負担が公平な状況となっているか評価するため、MVNOが初期契約解除に伴い利用者に対して対価として請求しているSIMカードの提供に要する費用について確認するとともに、総務省及びPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に寄せられている苦情・相談等の状況を確認する。		
備考			